

第90回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第4日）

令和元年9月17日（火曜日）

出席議員 (14名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫	8番	石 堂 基
	9番	岡 本 義 次	10番	金 谷 英 志
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	山 本 幹 雄
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	中石嘉勝	書記	鎌田康正
説明のため出席 した者の職氏名 (18名)	町長	庵途典章		
	教育長	浅野博之	総務課長	藤木卓
	企画防災課長	服部憲靖	税務課長	山田裕彦
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	福本秀基
	高年介護課長	長峰忠夫	農林振興課長	衣笠俊博
	商工観光課長	真岡伯好	建設課長	横山重明
	上下水道課長	重崎勇人	上月支所長	和田始
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	大永克司	教育課長	宇多雅弘
	生涯学習課長	安東文裕		
欠席者 (1名)	副町長	坪内頼男		
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 29 号 令和元年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 2. 議案第 30 号 令和元年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 3. 議案第 31 号 令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 4. 議案第 32 号 令和元年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 5. 議案第 33 号 令和元年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 6. 議案第 34 号 令和元年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 7. 議案第 35 号 令和元年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 8. 議案第 36 号 令和元年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 9. 議案第 37 号 令和元年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 10. 議案第 38 号 令和元年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 11. 議案第 39 号 令和元年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 12. 議案第 40 号 令和元年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 13. 発議第 3 号 兵庫県警察組織の再編整備に関する意見書（案）
日程第 14. 報告第 6 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）
-

午前 09 時 30 分 開議

議長（山本幹雄君） おはようございます。
皆様おそろいでご出席を賜り、まことに御苦労さまでございます。
本日も、慎重なるご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
それでは、日程に入ります。日程第 1 から第 12 までにつきましては、9 月 2 日に、提案に対する当局の説明は終了しております。順次、質疑、討論、採決を行いますので、よろしくお願いいたします。

日程第 1. 議案第 29 号 令和元年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）について

議長（山本幹雄君） それでは、日程第 1、議案第 29 号、令和元年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、5 番、小林君。

5 番（小林裕和君） それでは、入の 8 ページです、70 款の農業共済事業特別会計繰入金、新事務所改修事業費繰入金 700 万円、これは以前から統一いたしますか、されて、新事務所をつくるということ聞いています。

それと、その下の雑入で、佐用町建物農機具共済推進協議会寄付金 1,300 万円、これは 6 月に建物共済の総会があって、一般会計へ 1,300 万円繰り出すということが決定されて、そのお金が上がっています。

充当先なんですけれども、財産管理の中で、工事請負金 1,400 万円。それから、役務費、備品購入費が上げてあります。これの準備という形、新事務所をつくるいう形の充当でよろしいんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） お答えします。

事務所の改築費用、それから、公用車の農業共済の専用の公用車の購入費用、それに關する諸経費等でございます。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、5 番、小林君。

5 番（小林裕和君） 新しい事務所ができて、新しい事務所いうか、佐用事務所ができるということで、そういう話を聞いておるんですけれども、今、農業共済の関係を、農林振興課の中で 4 人の体制でやっております。それ以外の仕事も、業務もしておるわけですが、その新事務所になった体制は、どのような形になっていくのでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） 新しい事務所におきましては、町職員から 2 名の派遣ということで出て行かまして、農業共済組合のほうから 1 名の正職員、それと、嘱託員が 1 名ということで、今のところ予定されております。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、小林君。

5 番（小林裕和君） 最後ですけど、その体制は、派遣なんですね。職員の身分が。町職員から派遣になるんですか。

ちょっと、身分がどうなるのかという関係と。

それと、僕の記憶いいますか、あれですけど、聞いた話なんですけども、昔、共済が農協にあって、それから移行されて、統一されて町職員になったというような経緯があるんです。それで、ふり返れば、また、同じような、農協ではないですけども、同じような形になっていくのかということが、ちょっと確認したいんですけども。

議長（山本幹雄君） いいですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） その件につきましては、2名の派遣という形でございますけれども、1名は1年、もう1名は3年という目安で派遣する予定でございまして、それぞれの職員が帰ってまいります際には、共済組合のほうで、新たな職員を配置していただけるということで、今のところ話が進んでおります。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。ほかありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 14ページ、19節、負担金補助及び交付金のプレミアム付商品券事業費1,655万円についてでございます。この前の説明では、その該当者には、もう既に、通知、連絡しておるといってございまして、それ1回やって、また、何ぼか、全部が全部、その時にはけてしまういうか、該当者が多くて全部吸収できればいいんですけど、残った場合は、2回、3回って買えるんですか。

それと、その使い道については、前は、佐用町の商工会に入っておるお店ということに縛りにあったと思うんですけど、今回は、マックスバリュとかコメリとか、そういうような店も使えるようになっておるんですか。そこらへんについて、どうでしょう。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、福本健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） プレミアム付商品券でございますけれども、申請については、ただ今、申請のほうを対象者の方に送らせていただいて、受付のほうをさせていただいております。

購入につきましては、その引換券を今後は、また、発送しますので、その引換券を持って、商工会もしくは役場の支所のほうへ行っていただいて、プレミアム付商品券を購入していただくという形になりますが、それ、500円10枚つづりで1冊5,000円分を4,000円で購入できると、それを最大5冊まで、要するに2万5,000円分を2万円で購入ということになりますので、1回目で最大分、5冊分購入していただいても結構ですし、5回に分けて購入していただいても結構と、OKという形で商品券の販売のほうをさせていただ

だきたいと思っております。

それと登録業者なんですけれども、これ商工会の登録といいますか、業者さんの募集をしまして、今回のプレミアム付商品券の業者さんを登録していただいて、その登録された業者さんで使えるという形のものでございまして、今、ご質問のありましたコメリとか、マックスバリュさんも登録のほうをしていただいております。ですので、購入は可能ということでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 今、発送しておる分のが、何ば発送しておるのか、ちょっとわからんけれど、それが全部いっておったら、1人2万5,000円、2万円になるということでございますけれど、それが残った場合は、その人らが、また、追加というのか、さらにようけ買って、そこらへんは、どんなん。もう決めてしまっておるん。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、福本健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） この事業につきましては、国の補助事業でございますので、お一人最大2万円5冊までということで決まっておりますので、余ったからといって追加で買えるというものではございません。

議長（山本幹雄君） はい、ほかありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、13番、平岡君。

〔岡本義君「まだあるんや。今の続きで」と呼ぶ〕

議長（山本幹雄君） ちょっと待って、挙げるんなら、先に、シャキッと挙げてよ。
はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 今の発送しておる数というのが抜けておるぞ。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、福本君。

健康福祉課長（福本秀基君） 対象者の方ですね、2通りありまして、1つが今年度の住民税の非課税者の方、それから、もう1つが子育て世帯といまして、平成28年4月2日以降に生まれた方、この9月30日までの間に生まれた子供さんがいる世帯主という形で、2つの種類がございまして、住民税非課税者の方につきましては、約3,800人が対象。子

育て世代の方については、約 300 人の方が対象ということで、現在、先週末で申請者受け付けておりますのが、住民税非課税世帯の方が約 650 人。子育て世帯の方については、300 人の方は、またこれ、今週中に引換券を発送するというごさいます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほな、ほかにありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 7 ページ歳入の県支出金、県補助金の中の総務費補助金でひょうご地域創生交付金 2,760 万円が予算化されていますが、歳出の分では、これにかかわるところは、どのような活用になるのか、ちょっと、説明お願いできますか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 実は、この県の地方創生交付金につきましては、このたび額が決定したので 9 月補正で上げさせていただいております。

歳出といいますか、充当につきましては、既に、当初予算で上がっております情報通信の整備事業ということで、4 K、8 K 対応の事業、それから、地域づくり協議会のあり方の振り返りの事業、それと、利神城保存の整備と宿場町ひらふくにぎわいづくり事業ということで、この事業に充てております。その分で、このたび県のほうから OK が出ました事業費につきまして、このたびの補正として上げております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 先に、いろいろ支出の関係が固まった中で、県から、そういう事業に必要だからということで、交付を受けたということで、理解していいんでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 去年から、この県版の地方創生事業の補助金がスタートしているわけですがけれども、去年もそうだったんですけれども、町のほうから申請上限が 5,000 万円ですとか、今年度は 1 億円の対象事業費がそこまで申請できるんですけれども、県の中で、県内全市町から申請があった事業全てが採択できないということで、このたびも、実は、この決定しておるのは、申請額の 7 割程度の交付決定がなされております。

でするので、その額、率が確定しておりませんでしたので、確定し次第、こういった形で

上げさせていただいております。

議長（山本幹雄君） ほかによろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 29ページ、利神と三河の閉校に伴う制服の396万5,000円上がってございますけれど、この制服については、利神も三河もどんなん。中身的に、制服の中身が違うんですか。それが1点。

それから、数と制服だけで、体育シャツとか、そんなんは出ないんですか。そこらへんは、どんなんでしょう。

〔教育課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 閉校に伴う制服の助成事業ですけども、利神小学校、それから、三河小学校、それぞれ、登下校に使うブレザーですね。それから、体育の時に着替える体操服、それから、帽子。それら全て入っております。

内容につきましてですけれども、これは、今まで使っておる、今現在、佐用小学校、それから南光小学校で使われておる制服をそのまま使うということです。これについて、以前の統合の時に、既に決めていただいておりますので、それを、そのまま使う。使うというか、その制服を購入していただくということでございます。

それから、人数ですね、利神小学校は予備を含めて72着。それから、三河小学校が42着を予算計上させていただいております。

よろしいでしょうか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 前から決まっておったということでございますけれど、その佐用へ来る分と南光へ来る分の、その制服の中身については、全く同じなん。

〔教育課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 中身については、先ほど申し上げましたように、ブレザーとかスカート、ポロシャツ、帽子、それから、体操服なんですけども、業者さんが、佐用地域と南光地域とでは違いますので、形は違います。全く一緒ではありません。

それは、先ほど申し上げたように、以前の統合の時に、それぞれ決められた制服ですので、内容は違います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） そのやつについて、どちらも単価は一緒？

〔教育課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 単価につきましても、その時、選定された制服でございますので、違えます。単価を統一しておるということではございません。

議長（山本幹雄君） ほかありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 13番、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） 歳出の民生費、16ページで、保育園費で賃金、また、19節、負担金補助及び交付金の中の補助金の中で、預かり保育等利用助成金。それから、賃金のほうは保育補助員賃金ということで、計上されていますが、従来なかった項目だと思っておりますので、その状況について説明をお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 福本健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） まず、賃金の保育補助員賃金でございますけれども、これにつきましては、今年度、新規事業ということで上げさせていただいております。現在、保育士のほうが年休とか病休、また、産休等で休んだりして、人手が足りない時に、補助員として、フルタイムではなくってパートタイムでの勤務をお願いしたいということでございます。

この保育補助員の方なんですけれども、今年度、6月の終わりなんですけれども、講習会をファミリーサポート事業の講習とあわせて講習を受けていただきました。合計17時間、子供を預かる視点という形で、心理士の方ですとか、保健師、栄養士、保育園長等々から話をいただきまして、合計17時間の講習を受けていただいております。そのうち、保育園への実習というものも約4時間実施していただいて、実際に体験していただいたということでございます。

その中で修了された方の中で、7名の方が保育補助員として登録をしていただいているという状況でございますので、これから、さっき言いましたように、保育士が足りない時にパート的な感じで、その方々に勤務をお願いしたいと思っております。

内容につきましては、主に未満児の世話をさせていただこうかなという形ですね。遊び相手ですとか、また、食事や排せつの世話ですとか、着替え、お昼寝のお世話という形のもの

のを考えております。

単価につきましては、時給 910 円という形で、勤務時間にあわせて、賃金のほうはお支払いさせていただこうということで、予算計上させていただいております。

次の負担金補助及び交付金の預かり保育事業等利用助成金でございますが、これにつきましては、この 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴う分でございます。幼稚園の時間、教育時間終了後、夕方 6 時まで、そのまま幼稚園で預かっていただける保育という事業がございます。これにつきましては、この 10 月からの無償化で幼稚園の無償化の対象が月額 2 万 5,700 円が無償化の対象になっておりますので、認可保育園の上限が 3 万 7,000 円無償化になっております。その差額、1 万 1,300 円というのが、幼稚園における終了後の預かり保育の無償化の対象になってございます。

ですので、幼稚園で、なおかつ保育を必要とする子供さん、幼稚園ですので、特に保育の必要がない方でも、幼稚園には日中は通園できるんですけども、この預かり保育につきましては、保育を必要とする子供さんの預かりをするという形で、保護者の方から申請があった方に対して、上限 1 万 1,300 円を無償化の対象という形で、6 カ月分。人数としては見込みなんですけれども、4 人の 6 カ月分上げさせていただいております。

以上です。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 最初に説明いただいた保育補助員賃金の関係で、確認ですけど、いわゆる保育士が産休に入った場合などの代替保育士としての役割を果たすということで、登録、なかなか産休に入るけど保育士が見つからないというような、そういった状況を改善できるなというふうに、説明受けたんですけど、そういう形での対応する方というふうに理解させていただいてよろしいのでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 福本健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） 今、平岡議員がおっしゃったように、今現在、産休とか、そういう形で、年度途中に非常勤保育士を公募するんですけども、なかなか応募者がいないというのが現状でございますので、そういった今回の保育補助員さんを、そういう保育士のお手伝い、補助という形で、何とか、助けていただきたいということで、この事業のほうを始めさせていただきたいと思っております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 32 ページの公債費、公債費の元金、長期債償還元金ということで、3 億 3,414 万 3,000 円が計上されております。

従来、決算もそうですけど、2 回目の補正で、結構、3 億 3,400 万円って、金額的に多いと思うんですけど、償還払いするという、元金をね、そういう形で執行しようということなんですけれど、要因というたらあれですけど、どういう状況なんですか。伺います。

従来、前年度と比べて、ちょっと、特徴があるなと思ったので、伺います。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、藤木総務課長。

総務課長（藤木 卓君） お答えいたします。

繰上償還の近年の状況なんですけれども、大体 12 億円前後ということで、10 億円から 12 億円前後ということで、ここ数年は、そのような推移で来ておると思いますので、今年度、令和元年度につきましても、そのように、あんまり大きな変化はないというふうに考えております。

要因と伺いますか、それは、当然、今までも申し上げておりますように、人件費とか、そんな経常的経費の減少によって、このような繰上償還が 10 億円ぐらい毎年できるというようなことになっておるわけでございます。

ただ、この今回の補正予算だけを見れば、当然、歳入におきまして、地方交付税ですか、これが 3 億 3,800 万円ほど追加補正をしておりますので、今回の補正予算の中だけを見れば、それが直接の要因ということになるわけでございます。以上でございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 長期債の償還払いは、いわゆる決算が近づいた時点で、そういう判断をされるというのは、一般的だと思ったんですけど、今回の場合は、交付税が金額とほぼ同額、歳入されたものが償還払いに充てられるということで、特に、町としては、交付税が入ることで、ほかのいろいろな町の事業に差しさわりが無いというか、償還払いで対応するということがベストだというふうに判断したということなんですか。伺います。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 藤木総務課長。

総務課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

当然、これが地方交付税 3 億円ほど低く見積もっておったということで、こういう結果になってしまったんですけども、当然、これが去年の年末あたりからの予算編成の時にわかっておれば、こういうことはしなかったわけでございます。

当然、足りない財源全て、一般財源で賄えるわけではございませんので、いろんな起債

というものを借りておりますので、結局、今の現在においても、こうやって繰上償還しておりますけれども、起債は借りておりますので、別の財源手当をしたものがたくさんございますので、それは、それで、今は、動かさずに、今の現状においては、繰上償還をすると、こういったことでございます。

以上でございます。

議長（山本幹雄君） はい、ほかありますか。
ほかないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 29 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 29 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 29 号、令和元年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 2．議案第 30 号 令和元年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 2、議案第 30 号、令和元年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 30 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 30 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 30 号、令和元年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第31号 令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第3、議案第31号、令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第31号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第31号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第31号、令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第32号 令和元年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第1号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第4、議案第32号、令和元年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第1号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、13番、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） 5ページ、保険給付費で、介護サービス等諸費の24目、地域密着型サービス給付費減額2,094万2,000円。

それから、その下の同じく給付費の中の介護予防サービス等諸費で、同額がそのまま補正額として上がってきています。

この点、違いというのは、会計上、移動しているんですけども、実態としての違いというのは、どういうことなのか、説明をお願いします。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 長峰高年介護課長。

高年介護課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。

このたび介護保険特別会計のほうで、今、議員がおっしゃったように介護サービス等諸費で 2,094 万 2,000 円減額。介護予防サービス等諸費で同額を増額をしております。

これにつきましては、介護予防サービスにつきましては、介護認定の要支援 1、2 の方が利用できるサービスとなっております。

それから、介護サービス等諸費につきましては、介護認定の要介護 1 から要介護 5 までの方が利用できる事業となっております。当初、平成 31 年度予算を編成する時には、平成 29 年度の介護認定の人数によって予算を編成したわけですが、平成 29 年度の実績によりまして、介護認定を受けておられる方が約 1,500 名、そのうち、要支援の方が約 20 パーセント。要介護の方が約 80 パーセントの人数割合になっておりました。

それから、昨年、平成 30 年度は、介護認定されておられる方は約 1,500 名と、ほぼ同数でございますが、要支援の方が 24.5 パーセントということで、約 4.5 パーセントの増ということになってございます。

その関係で、令和元年度 4 月からは、今年の 8 月末までの利用の実績を見ますと、介護予防サービスの利用者の方の人数と、あと給付費のほうも増えているという実績がございます。このままでありますと、今年度の予算が不足するというので、この補正予算を上げさせていただきまして、介護給付のほうにつきましては、同額を相殺減ということでさせていただいているということでございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 利用される要支援 1、2 の対象者を、この予防事業という形で、こちらのほうで対応していくということではないんやね。増えた、そこところがね、ちょっと私が理解が、ちょっと不十分なので、改めてお願いしたいのと、実際に、それを行われる地域に、いろんなサービス事業をされている事業者さんがおられるんですけど、そういった事業を引き受けている方々にとって、この会計上の問題で、直接、報酬というか、受け取る金額に差が出てきたとか、そういったことについては、特に影響とかはないんでしょうか。伺います。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 長峰高年介護課長。

高年介護課長（長峰忠夫君） はい、お答えをいたします。

介護予防サービスにつきましては、先ほど私が申しましたように、4 月以降の実績によってということと、あとこれら以降、介護予防を受けられる要支援の方、要支援 1、要支援 2 の方の見込みも含めまして、今回、額を計上をさせていただいております。

それと、あと事業所等におきましては、それぞれ利用実績に応じて負担金ということで、公費、国が 25 パーセント、それから、県と町が 12.5 パーセントずつの財源と、あと 40 歳以上の方の被保険者の 2 号の保険料、あと 65 歳以上の方の 1 号の方の保険料で、それ

ぞれ財源をとしておりますが、国の補助金、県の補助金につきましては、概算請求ということで、多少多めに補助申請をして、納付していただくような運用を毎年しておりますので、財源的に不足するとかということは、まずないというふうに思っております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

13 番（平岡きぬゑ君） はい。

議長（山本幹雄君） ほかありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 32 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 32 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 32 号、令和元年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 5．議案第 33 号 令和元年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 5、議案第 33 号、令和元年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 33 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 33 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 33 号、令和元年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 6．議案第 34 号 令和元年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 6、議案第 34 号、令和元年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 34 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 34 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 34 号、令和元年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 7．議案第 35 号 令和元年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 7、議案第 35 号、令和元年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 35 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 35 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 35 号、令和元年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 8．議案第 36 号 令和元年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 8、議案第 36 号、令和元年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 36 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 36 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 36 号、令和元年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 9．議案第 37 号 令和元年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 9、議案第 37 号、令和元年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 37 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 37 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 37 号、令和元年度佐用町西はり
ま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 10. 議案第 38 号 令和元年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 10、議案第 38 号、令和元年度佐用町笹ヶ丘荘特別
会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 38 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 38 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 38 号、令和元年度佐用町笹ヶ丘
荘特別会計補正予算案（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 11. 議案第 39 号 令和元年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）につい
て

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 11、議案第 39 号、令和元年度佐用町農業共済事業
特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 39 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 39 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 39 号、令和元年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 12. 議案第 40 号 令和元年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 12、議案第 40 号、令和元年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） 前の説明では、水管橋の移設と言われたと思うんですけど、これは、どういうふうな格好で、今現在のところで、どういうふうな格好で移設になる、場所的にも、それが工法的もどんなんですか。それが。移設。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 重崎上下水道課長。

上下水道課長（重崎勇人君） ただ今のご質問につきまして、水管橋は金屋橋、こちらの支所の西側にございます橋、ここに乗っております水道管でございますが、これにつきまして、今、下水道の統廃合の関係で、下水道工事の計画をしております。その時の水道管が支障になるということで、このたび補正のほうに上げさせていただいているということでございます。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本君。

9 番（岡本義次君） その邪魔になってということでございますけれど、工法的にも、中身的にも全く同じような格好の中でこういうことやね。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 重崎上下水道課長。

上下水道課長（重崎勇人君） 同じような形になります。

ただ、下水道管も、また、そこに添架しますので、若干、変わってきますが、基本的には同じような形で橋のほうへ乗せるという計画でございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

ほかにはないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 40 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 40 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 40 号、令和元年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 13 に入ります。

日程第 13 及び日程第 14 については、本日追加提出の案件であります。議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第 13. 発議第 3 号 兵庫県警察組織の再編整備に関する意見書（案）

議長（山本幹雄君） それでは、日程第 13、発議第 3 号、兵庫県警察組織の再編整備に関する意見書（案）についてを議題とします。

提案に対する提出者の説明を求めます。議会運営委員会委員長、廣利一志君。

〔議会運営委員長 廣利一志君 登壇〕

議会運営委員長（廣利一志君） このたびの兵庫県警の組織の再編整備ということにつきまして、佐用町議会の見解を井戸知事、長岡県会議長に見解として提出する意見書です。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

説明につきましては、意見書（案）を読ませていただきます。

兵庫県警察組織の再編整備については、平成 29 年 5 月に兵庫県警察本部長の諮問機関として、次世代に向けた兵庫県警察の組織の在り方を考える懇話会が設置され、同年 12 月の同懇話会の答申を踏まえて、組織の再編整備が進められている。

同答申では、小規模警察署は事案処理能力を強化するため、隣接署との再編整備の必要性が示されているが、着手する際は、県民の警察行政に対する理解が不可欠であり、効率性、合理性のみを追求するのではなく、地域住民との関係にも十分に配慮し、県民、関係機関等と十分な意見調整を行うことも求めている。

このたび示された警察署再編整備計画、骨子案によると、佐用警察署をたつの警察署に統合する計画とされている。佐用郡内は面積も広いうえに高齢者が多く、また、岡山県との県境に位置しており、中国自動車道佐用インターチェンジがあることから越境による犯罪も懸念される中、分庁舎になることにより、犯罪の抑止力が低下し、治安の悪化を招くことが考えられ、今回の統合計画は、住民の不安を招いている。

犯罪の高度化、複雑化、広域化をはじめ、時代の変化に的確に対応しうる警察組織の再構築の必要性については理解できるころではあるが、住民生活の安全、安心の確保に重要な役割を果たしている小規模警察署、警部派出所、交番及び駐在所の再編整備の検討にあたり、現状では関係自治体や住民等への十分な説明や意見調整がなされているとは言い難い状況であることから、下記事項の実現を強く求めるものであるものである。

- 1 つ、兵庫県警察組織の再編整備について、その全容を明らかにすること。
- 2、関係自治体住民や関係機関等との十分な意見調整を行い、再編整備を行うこと。
- 3、佐用郡内の警察組織については現状を維持すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

どうぞ、ご審議賜り、可決方、よろしくお願ひいたします。

議長（山本幹雄君） 発議第 3 号に対する説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これから発議第 3 号に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより発議第 3 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

発議第 3 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願ひます。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、発議第 3 号、兵庫県警察組織の再編整備に関する意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 14、報告第 6 号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）町長より報告があります。
町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第 6 号、専決処分の報告について、提案のご説明を申し上げます。

本件は、佐用町廣山の町道広山 3 号線におきまして、商工観光課職員の運転する公用車と相手方の軽自動車とが接触し、相手方車両が破損した損害につきまして、町に損害賠償責任が生じ、相手方とその賠償額を決定し、和解したことを報告申し上げるものでございます。

事故の概要は、令和元年 6 月 13 日午前 10 時 40 分ごろ、佐用町廣山 91 番地 3 地先の町道広山 3 号線におきまして、商工観光課職員の運転する公用車の左前部側面と、左前方から直進してきた相手方の軽自動車の右前部前面が接触したというものでございます。

町として国家賠償法に基づく損害賠償責任を認めて、町側の過失割合を 70 パーセントとし、相手方に対し車両修理費等の 70 パーセントに相当する額として、5 万 6,000 円を支払う内容で、8 月 28 日に地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項に関する条例の規定により、損害賠償の額を定め和解することについて専決処分をいたしております。

このように、また、事故が起きて、十分に、職員には注意をして運転をし、事故のこの再発を防ぐように注意喚起をしておりますけれども、こうした事故が、どうしても、たくさん車両が毎日、仕事の面で動いている中で起きてしまいます。こういうことが、できるだけ少なく職員が注意して職務に当たるように注意をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、ご報告とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 以上で、町長の報告は終わりました。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） またかというような状態で、次々と発生します。

クロネコヤマトが町内を毎日走ったり、さよさよサービスが町内を月曜日から土曜日まで毎日走っております。それらの人に 1 回、総務課長も聞いてもらったら、このような事故が次々起こっておるのかどうか、確認してみてください。

それと、7、3 ということですが、加害方で、また、保険で対処されるんであろうけれど、もちろん始末書も書いたり、反省文も書いておるとは思うんやけどね、前にもずっと事故が起きた時に、マックスバリュのところで信号が赤のに課長が突っ込んで正面衝突して救急車が来て、相手ひっくり返って、そして通行止めになって、パトカーも来てえらいことがあったんですけど、それらの時にも、やはりボーナスなんか、5 パーセントでもカットしたり、そういうふうなことあったんでしょうかが、まず、1 点。

まず、それに答えてください。

[総務課長 挙手]

議長（山本幹雄君） 藤木総務課長。

総務課長（藤木 卓君） お尋ねのその事故に関しましては、当然、職員の処分を行っております。おっしゃったようなことを行っております。以上でございます。

[岡本義君 挙手]

議長（山本幹雄君） 岡本君。

9 番（岡本義次君） ハイน์リッヒの法則でも、次々事故が起きよったらね、小さなやつでも、しまいには大きな、その方が生涯治らんような事故になったり、また、亡くなったりするような事故に結びつくと思います。

それで、同僚の議員も、この間、一緒にいはって聞いたんですけど、朝の点呼が8時30分ですね。それ、何か聞いたら、8時20分ぐらいに家を飛んで出て、止まるところも止まらんと、もう猛スピードで飛んで出ようと、近所の人危なくて、警察に言うたと。ほな、警察が張り込んでおったというようなことも、この間、警察来ておって、ちょっと、聞いたら、事実ありましたという報告受けております。

ですから、そういうふうなこと、やっぱり大きな事故につながると思うんやけれど、前に、3、4年前に副町長にもそういうようなことを申したんですよ。

そやで、そういうことが、まだ徹底されていないんかなと。

それで、時速40キロのところでもね、80キロぐらい飛ばしていきましては。この前見よったら。

ですから、そういうような教育がどうなっておるのかということですよ。

[総務課長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、藤木総務課長。

総務課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

当然、職員につきましては、朝8時半までに来て、出勤簿、課長の机のところにあると思うんですが、そこに押して、それから準備をして仕事に当たるといことで、当然、余裕を持って来なければ、各それぞれの部署において室長なり課長が、そのへんは注意をしておるところでございます。

たまたま、その80キロで走っておったというのが、いつもなのか、その時だけ、たまたま遅れたのか、私もわからないんですけども、そういうことにつきましては、ご指摘のとおりスピードを出すと、出しするというのは大きな事故につながりますので、そういったことを、また、改めて、課長会等で再度徹底してまいりたいと、かように思います。

以上でございます。

[岡本義君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、岡本君。

9 番（岡本義次君） 私は、町長や課長が憎くて言いよん違いますよ。

やっぱり、こういう事故が起きた時には、町民に対して、やっぱり申し開きができんと思うんです。次々やったら。

そして、その場合、普通 8 時 30 分の点呼だったら、8 時 20 分には、ちゃんと職場について、書類も出して、すぐできるような状態にしておくのが、わし本来じゃないか思うんですよ。

ですから、そこらへんが、僕、ちょっと、わかるんですよ。中身が。8 時 20 分に家飛んでよったらな、そんなん、それこそ飛ばさんと間に合わんのんじゃないかという気もするので、そこらへんについては、再度、副町長や総務課長が、よく教育して、そういうことがないようにお願いしたいと思います。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

議長（山本幹雄君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。

お諮りします。諸行事への議員派遣等のため、明日 9 月 18 日から 9 月 23 日まで本会議を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

次の本会議は、9 月 24 日午前 9 時 30 分より再開しますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午前 10 時 30 分 散会
